

井手町庁舎空調・換気設備機器等保守点検業務委託仕様書

1. 業務対象施設

(1) 名称：井手町役場新庁舎

所在地：綴喜郡井手町大字井手小字東高月 8

2. 業務対象施設の概要

本庁舎棟 3,758.58 m²

1 F 1,114.18 m² 2 F 1,282.90 m² 3 F 1,282.72 m²

受水槽 64.80 m² 棟屋 13.98 m²

※その他設置機器等については別紙図面を参照すること

3. 業務期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4. 基本事項

- (1) この業務は、この仕様書に定めるほか「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下、「建築物衛生法」という）の建築物環境衛生管理基準、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準等に従って行うものとする。これらに記載されていない事項は、井手町総務課と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な資機材については受注者の負担とする。

5. 業務内容

(1) 定期点検

点検等業務項目は別紙業務項目一覧表のとおり

本業務により異常等を発見した場合は、直ちに井手町総務課に報告の上適切な処置を行い、障害発生防止に努めること。

(2) 保守業務

発注者等より障害発生連絡を受けたときは、直ちに技術員を派遣して機能復旧のための対応を行うこと。

(3) 作業報告

作業を実施したときは、毎回、作業報告書を作成の上、井手町総務課に提出すること。作業報告書は、写真の貼付等により、可能な限り具体的な作業内容を記載すること。なお、改善等を必要とするものについては、対策を検討の上、井手町総務課に報告すること。

6. 作業計画等

- (1) 業務の実施に当たっては、井手町総務課と手順、方法、日程等について十分打ち合わせの上、計画的に作業を実施すること。
- (2) 作業は、原則、井手町総務課と打ち合わせを行い実施することとし、業務運営上支障をきたす場合等については、井手町総務課との調整の上、閉庁日に実施することとする。なお、故障等緊急を要する場合は、直ちに作業等に着手すること。

7. その他

- (1) 支払いについては、業務終了報告後、請求書を受理してから 30 日以内に支払う。
- (2) 本業務は地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。そのため、翌年度以降における所要の予算の当該金額について変更が生じた場合は、この契約を変更または解除することがある。